

令和元年12月12日 教育委員会会議臨時会 会議録

- 1 日 時 令和元年12月12日（木） 8：00～8：35
- 2 場 所 ハーバーセンター4階 教育委員会会議室
- 3 出席者 <教育委員>
長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 今井委員 正司委員
<事務局>
後藤教育次長 住谷教育次長 志水総務部長 藤原学校教育部長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 5名
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会会議を始めます。

まず初めに、写真撮影の許可について、お諮りいたします。

本日の教育委員会会議の様相を神戸新聞社さんから、写真撮影及び録音の申し出があります。また、読売テレビさんから、ビデオ撮影の申し出がございます。いずれも許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（長田教育長）

それでは、許可することといたします。

報告事項1 平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会、調査報告書について

（長田教育長）

本日は報告事項1、平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会、調査報告書についての件です。

それでは、報告事項1、平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会、調査報告書について、説明をお願いします。

（事務局）

では、お手元に置いてあります「平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査報告書 概要」をお開きください。

目次の次を開いていただきますと、1 ページ、I、本事案に係る調査の目的となっております。平成29年12月22日に神戸市立高等学校におきまして、校舎5階から飛びおりて重体となった転落事故について、文部科学省「学校事故対応に関する指針」に基づきまして、事実関係の確認と原因を解明、再発防止策を目的として令和元年7月16日から、この調査委員会が開催されております。

活動の経緯についてですが、7月16日から12月11日までの計15回にわたって開催しております。

調査方法といたしましては、教育委員会作成の資料を精査した上で、必要と考えられる学校関係者などに聞き取りを実施すると共に22名から聞き取りを行うとなっております。

IV、本事案における事実経緯になります。

平成29年秋ごろからの生徒同士の関係とSNSのトラブルについて書かれております。

SNSのトラブルにつきましては、生徒Aが他の同級生（生徒E）の名前を使ったアカウントを作っていることから、生徒B、Cがこれらをフォローしていることがわかり、12月20日、教員甲らは、クラスの生徒から提供されたスクリーンショットをもとに、生徒A、B、Cに別室指導を行うことを決めたとなっております。

2、両日に及ぶ別室指導の経過です。

Aに対する別室指導は朝8時から15時半まで行われた。この間、生徒Aは、教師甲から退学になる旨を知らされた旨を述べているものの、教員甲は、そのような発言をしたことを否定し、生徒Aが退学になるかもしれないと受けとめざるを得ない発言が教員甲からなされたことは否定できないと書いております。

また、1日目の指導後、帰宅したAは遺書を書き、生徒Cに対して退学になったら死ぬ予定だからというような内容を送った。12月22日にもこの生徒A、B、Cに対する別室指導が行われて、生徒Aに対しては、朝8時、登校してからすぐ、16時45分まで指導が行われ、17時ごろ校舎5階より転落した。

なお、別室指導において、生徒A、B、Cが、これまでの経緯を弁明する機会は12月21日、22日とも与えられていないとなっております。

3 ページ、本事案における主要問題の分析及び考察というところには、この調査委員会が、本事案を捉える基本的な観点が、書かれております。近年の生徒指導の現場においては、いじめが疑われる事態が生じた時は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り、加害者に規範意識の醸成を企図した厳しい指導を行って、いじめの進行を止めて、解決に当たるべきだという教員の責任感を過剰に生んできたことを否定できない。ともすれば、加害者とされる児童生徒の人権が軽視されるという消極面もある。

生徒指導をめぐる複合的な背景と現状も視野に入れ、本事案の主要問題の分析と考察を行ったとされております。

2、教育システム及び生徒の人権保障の観点からの考察。

(1) 本事案の教育（生徒指導）のシステムの特性として、指導の前に事実の確認を行

うことが原則であるという中で、12月21、22日の二日間、計16時間にわたり、カウンセリ
ングルームの1室に一人隔離し、自由に入出入りすることができないように監視しながら執
拗に自認や反省を求め、反省文を書かせる等の指導が行われた。

(2) 生徒の人権保護から見る本事案の指導の問題点として、本事案の別室指導は有形
力の行使ではないため、体罰には該当しないものの、限界に近い事例と考えられる。その
理由としては、生徒の学習権を奪い、個人の尊厳として名誉を脅かしていること。2点目
としては、言わないと不利益があると圧力をかけながらの指導が行われることによって、
事実確認のための調査というより、自認を強要するものとなっているという問題を抱えて
いる。

また、別室指導が必要だったとしても、必要最小限とすべきと書かれております。

4 ページの3、本事案に対応する経緯での教員の生徒関係におけるずれというところ
になります。

被害生徒への配慮から被害生徒へのいじめがあることを特定せず、指導に際しては、加
害者である生徒本人への罪悪感を問いただし、自認して反省するだろうという方向付けが
内々に決定したと考えられると認定されております。

本事案におけるいじめの認定の仕方とその指導の問題点について。

(1) 本事案のいじめの捉え方です。いじめは(a) 生徒Dのことを動物に例える悪口
のあだ名で呼ぶ、なりすましのツイッター上でのつぶやき、この2点について言われてお
ります。まず、動物に例えることについては、いじめと認定してよいとなっています。ま
た、これをいじめと把握して対応しようとした高等学校の対応には特段の問題がないとい
うことができると言われております。

しかし、ツイッター上でのつぶやきの件に関しましては、生徒Dに対するいじめと断定
することはできない。いじめの認定の仕方自体が問題を抱えていると言わなければならない
となっております。

(2) いじめ把握の手順についてです。

本事案では、いじめによる重大事態と認定すること自体に問題があるが、仮にその重大
事態として認定したとしても、その手順、方法については、①事実関係の把握・確認と加
害とされる生徒に対して、本来すべき人権教育的な指導が誤認され、混在している。これ
は括弧で書いてあります。十分な事実確認が行われないままいじめの決め打ちがされてい
る。

②被害生徒の精神的不調の原因というものがほとんど解明されていない。この辺が問題
だとされています。

なお、高等学校のいじめ防止基本方針によれば、重大事態が生じた時は速やかに神戸市
教育委員会事務局に報告するとされていますが、教育委員会に報告された形跡はない。当
時の担当主事への聞き取りについては、一連の指導方針には特別の問題はないとの認識が
当時あったことが伺えると書かれております。

(3) 本事案における別室指導です。年次指導のもとで生徒を退学、謹慎といった処分に付すことはできないし、そのような可能性のある旨を生徒に暗示することも不適切である。教員の弁解を前提にしても、年次、イコール年次指導で終わらないとの発言が繰り返しなされている事実を認めることができることがあれば、係る発言自体、申立人には退学処分があり得ると思わせる不適切な発言だったといえることができる。申立人が指導担当の教員の発言によって、自分に対する指導が年次指導で終わらず、特別指導へと発展し、退学になるかもしれないと受けとめた事実を認定することができるかとされています。

6 ページ、5 の申立人の精神状態についての臨床的考察というところです。

(1) 転落事故以前の状態というところで、転落事故の日以前に、自死念慮が強く出現するほどの鬱状態に生徒Aがあったとは考えにくい。12月21日の指導以前に生徒Aが自死を真剣に意図したことはなかったと考えられる。

(2) 指導1日目の状態のところでは、遺書は、あくまでも、退学処分が決まったら自殺を執行しようとするためのものだったと考えられる。

(3) 指導2日目の状態のところでは、12月22日の指導内容には、生徒Aは記憶がないとなっています。教員への聞き取り内容を前提にしても、前日より厳しい口調で自認を促したことが推測され、生徒Aは避けられると期待していた退学が確定的になったと認識するに至ったとされています。

7 ページです。この二日間にわたる別室指導について、退学になると思い込んでいた生徒Aは、自死を決意するほどの精神状態に追い込まれたとされており。

VIです。結論、生徒の飛びおり自死未遂の諸要因となっております。

申立人がこの高校にはもういられなくなるかもしれないと思うほどに、当日の別室指導で年次では終わらない等の一連の不適切な発言があったことが問題である。

いじめをしたことを素直に認めることを強要し、本校に自分は必要ないと、申立人が思われる言動を繰り返し、申立人の希望を著しく失われる要因になったことは否定できない。

12月21日の段階では、退学が決まれば自殺を執行しようという精神状態にあった申立人に対して、翌22日の指導は弁解を一切許されず、担任に嘘をついた、期待を裏切ったと言われ、これまで積み上げてきた自己像が一気に崩壊するような不安を感じたと推察ができる。

以上のことから、同校で学べる可能性が閉ざされたと思われたこと、頼りにしていた担当教員らの期待を裏切ったと決めつけられたことが、今回の飛びおりの主な要因となつて、自死を執行したものと判断できるという結論となっております。

8 ページです。生徒指導の面からすると、この事案のような対話なき一方的指導に対する問題提起が含まれていると書かれております。

これは、一方で、高等学校、この当該高等学校の個別の案件にかかわらず、毅然とした指導、ゼロトレランス（非寛容）方式を過剰に結びつけて行われる威圧的・権力的指導に

対する疑問も投げかけられているものであると結ばれております。

8ページのⅦです。再発防止のための提言になります。

再発防止のための提言のところですが、1、生徒理解の基本的課題及び保護者への対応。

(1) 生徒が自らの実感のある言葉で語る関係作りとされています。段落の半ばからです。教師が彼ら、生徒の自己理解を援助するためには、信頼関係に基づいた対話のやり取りの中で何が起こったかをじっくりと吟味・確認し、自分自身の実感のある言葉で語れるように促すことが肝要だとされています。

(2) 保護者は生徒理解の協力者です。保護者について、学校の対応としては、校長を中心とした体制を整え、学校全体による組織的な対応が求められる。保護者に対しては、学校でできないことを補完するような協力者になってもらうことが肝要であるとされています。

2、これからの生徒指導のあり方と生徒理解のために。

(1) 事実関係に向き合う「問い」のある指導。

毅然とした指導、これは生徒への尊重・共感があつてこそ、毅然たる要求は生徒の感覚に届く。一方的な追及の言葉ではなく、むしろ、事実関係を見つめさせる問いの提出こそ、すぐれた指導力となることを提言したいとされています。

(2) 教育委員会の助言・指導のあり方。①教育委員会としては、事実関係の確認について、公正に聞き取りをすること。②自認を急ぐあまり学校が、教員が詰問、あるいは、威圧的態になることを、防ぐための適切なアドバイスを行うこと。③教員自身が自らの指導の実際を振り返る機会が重要であること。④起こった事案を学習材として、教員自身の自己研修・自己研さんの機会となるような助言と指導が教育委員会の責務であるとされています。

10ページの3です。生徒の権利保障と生徒指導体制について。

(1) 別室指導は生徒の学習権及び人格権に十分配慮すること。別室指導、これは生徒の学習権を奪い、個人の尊厳と名誉を侵害する危険を有している。指導目的に照らして、指導時間・日数は必要最小限であること。指導に当たっては、生徒の人格権に十分配慮する。原則として事前に管理職に対して報告を行った上で承認を得る、緊急性がある場合も事後、指導後速やかに報告する。このような具体的な規範を作成するよう求められています。

(2) スクールロイヤーの活用について。スクールロイヤーの活用については、生徒の権利保障の観点に立った推進を求めるといことが求められております。

(3) 学校以外に相談できる第三者機関の設置について。

子供や学校の問題を扱う公的な、第三者的な機関が、関係調整を担うことによって、学校の負担軽減、また、子供の権利保障に非常に役立つと考えられる。

全国の自治体が常設の第三者機関を設置している例が見られるので、第三者機関の設置を検討するよう求めるとされています。

11ページです。4、いじめ問題への対応について。

(1) 加害を認識しにくいいじめの対応について。

生徒Dの主観を重視する観点からいじめが成立しているため、生徒Aにとっては加害認識を持ちがたかったと考えられる。

いじめ事案を把握した場合、十分な時間をかけて生徒の加害認識の醸成を図る必要があるということが、今回の事案について書かれております。

(2) 加害生徒と認定されることのトラウマについて。

いじめ加害生徒と認定されることのトラウマについての配慮も重視される。いじめの加害生徒にも支援が必要であると書かれております。

また、別室指導については、本事案を契機に指導のあり方を見直し、学校関係者以外の視点を入れ、指導を受ける生徒のトラウマ受傷に配慮した指導のガイドラインを策定すべきであるとされております。

(3) SNSなどに見るいじめ問題の特質とその対応について。

いじめの重大事態が生じている疑いが生じたものとして、早期対応により事態を解決しようとした高等学校の方針には何ら誤りはなかったとあってよいが、いじめの有無についての事実関係の調査は、匿名性の高いSNS上のいじめについては、特に慎重に行うべきである。いじめの事実が確認された場合、加害者に対して教育すべきことは、威圧的な自認の強要ないし恫喝ではなく、いじめが許されないものであるということについての粘り強い指導であると定義されております。

5、自死予防の観点から見る改善すべき課題について。

(1) 児童生徒の自死の原因・動機について。

生徒指導を起因として退学になると確信したことが自死の決行の原因・動機となっている。指導も自死の原因・動機となり得ることを認識する必要があるとされています。

(2) 自死に至る生徒の心理について。

教育に指導は欠かせないものであるが、生徒を心理的に追い込むことの危険性についての認識が求められるとされております。

(3) 生徒のSOSを受けとめる。

今回の事案について、生徒Dへの配慮から生徒Dへのいじめがあることを特定せず、生徒Dに寄り添いながら対処しようとした。生徒Dを見守るしかなかった教師らの焦りは十分に理解することができる。

生徒のSOSの出し方の教育を推進する一方で、そのSOSを受けとめ、実効性のある対応を可能とする体制作りが必要であるとされております。

調査報告書の概要については以上になります。

(長田教育長)

それでは、この件について、御質問、御意見をお受けしたいと思います。この調査報

告に関する今後の再発防止なり、これからどういった改善策をとるか、あるいは対策をとるか、こういったことにつきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものということに該当するというふうに思われますので、後ほど、非公開の場で協議をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、この度におきまして、この報告書、概要版の説明がありましたが、いろいろな指摘をいただいておりますので、御質問、御意見いろいろあろうかと思っておりますので、そのあたりをぜひ、お出しをいただきたいと思います。

1点、この体罰であるか、体罰でないか、該当するかないかということについて、あまり記述がないように思うのですが、どこかで、体罰には当たらないというような書きぶりのところがあったと思いますが、そのあたりで何か、昨日の調査委員会の会見なり、説明の中で、事務局の方で、何か聞かれているところはありますか。

(事務局)

昨日の調査委員会のブリーフィングの中でも、ここの体罰には該当しないというところについては、記者からの質問も特にありませんでしたし、このことについて、詳しい言及はありませんでした。

(長田教育長)

そうすると、そのあたりは、これからまた、調査委員会の委員さんの方に直接説明をお伺いする機会を設けさせていただかないといけないのではないかと、私は思っているのですが、そういった時に質問をする、御意見をお聞きするということになるのでしょうか。

(事務局)

基本的には、そのように考えています。この調査報告書でも限界事例に値すると書かれていますので、その辺の線引きについて。

(長田教育長)

そうですね。確かに、限界事例という言い方がありましたから。そのあたりは、そういう体罰なのかどうなのか。あるいは、文科省の示している体罰事例に当たるのかというようなことも含めて、これからちょっと議論が必要かなと思います。

(正司委員)

提案のところに第三者機関の提案が委員会から出ていますけれども、これについて、具体的に、例えばというようなお話が向こうから出ているとか、そんなことは何か聞かれていますか。

(事務局)

提言の部分ですけれども、大丈夫ですか。

(長田教育長)

質問ですから、大丈夫です。

(事務局)

第三者機関のところについては、こちらに具体的には書いてはいないのですが、第三者機関としては、一応調査委員会がブリーフィング等の中で、少し言われております。例えばの事例ですが、川崎市子ども人権オンブズパーソンですとか、川西市子どもの人権オンブズパーソン、あと、川崎市の人権オンブズパーソン、世田谷の「せたホッと」というところの話ですとか、大津の子供をいじめから守る委員会というものが事例としてありますと示されております。

(伊東委員)

よろしいですか。公開で聞くことかちょっとわからないんですけども、5ページの(2)いじめ把握の手順等についてというところの、なお、高等学校のいじめ防止基本方針によれば、重大と書いて、教育委員会事務局に報告とされているが、本事案が教育委員会に報告された形跡はないというのは、どういう意味なのか。

(事務局)

いじめの重大事態となった場合に、いじめの報告を教育委員会に一報入れないといけないというところの、一報がないままに、今回、いじめの指導が行われているという意味合いです。

(長田教育長)

今回は、いわゆる、飛びおりをされて、その事故が起こってから、教育委員会はいじめを把握したと。それまでの段階では、教育委員会には報告がなかったということですか。

(事務局)

そうです。

(長田教育長)

もう一つ言えば、重大事態に当たるのかどうかの判断自体も学校側はしていなかったということですか。

(事務局)

はい、そうなります。いじめの重大事態があった場合は、校内いじめ問題委員会というものを作らないといけないのですが、それをしていないということは、いじめの重大事態ということ、学校は認識していなかったということだと思います。

(長田教育長)

認識していなかったというか、そこまでの判断に至っていなかったということですか。そのための、いわゆる、聞き取り指導をしていたという。

(事務局)

ことになります。はい。

(長田教育長)

そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(長田教育長)

もう一つ気になるのは、今のいじめの話もありましたけれども、この報告の中で見られるのが、加害側の指導の定義ですよね。今回の場合は被害側が、自分自身のことは伏せて欲しいと教員に申し出た。それを受けて加害教員による指導が行われた。このあたりについてやはり、いじめ事案にはもちろん積極的に対応していかないとはいえないわけですが、この先どういったいじめの認定に向けての指導とか説諭、あるいは、聞き取りをしていくのかというのは、非常に難しいところがあるのではないかなと思います。そのあたりは、この報告を受けて、事務局としては、今後、どういうふうに、検討をしていこうと考えておられますか。

(事務局)

もともと、高等学校にはいじめに関しての指導の統一的ルールというものや、ガイドラ

インというものが無いというところがあります。また、今回、教育長が言われたように、加害生徒Aに対しての指導のあり方というところも問題にされていますので、今後、そういうことを検討するような、有識者会議の場を設けていきたいと考えております。

(長田教育長)

それは、高校に限らず、もちろん小中学校の事案も総出して、小学校とかの場合は、特に高校と違って保護者が、大体、申し出て来られることのほうが多いわけですが、小学校、中学校含めて、高校に限らずということで進めていくということですね。

(事務局)

はい。おっしゃる通りです。

(長田教育長)

他に、御質問、御意見をどうぞ、お願いします。

(梶木委員)

非常に短期間の間に、このように聞き取りをまとめていただいて、提言のところまでしていただいたということで、調査委員会にまずは、御礼を申し上げたいと思います。

高校1年生という、15歳や16歳の子供を二日間にわたって、別室で指導するということは、非常に心理的な負担が強かったというのは、普通に考えてもわかることなので、子供たちの状況も、年々変わってきていると思うのですね。ですから、今の子供たちが育ってきた小中学校の教育課程において、どのような指導がされているかということ、やはり、高校の先生ももっと知っておくべきだと思います。高校だからこれをしていいというのはなくて、小中高連携という形で、小中で育ってきた子供たちが高校に上がってきているわけですから、小学校ではもちろん、そんな教育はしませんし、中学校においても、こんなことはしていないというところで、高校になっていきなり、変わってしまうというところに、高校1年生ですと、まだまだ戸惑いがあると思うのですね。ですから、高校の先生方もやはり、研修等いろいろされていると思いますけれども、子供たちが、どのような教育を受けて、家庭環境もどのように変わってきているのかというようなことも、連携も兼ねて指導に当たるということを、毎年毎年考えていただけるような、そういう高校の組織であっていただきたいなと思います。

また、教育委員会としましても、このようないじめを認定していて、その報告がなかったということ、その点に関しましては、組織として、しっかりと対応していくように、今後検討していきたいと思います。

以上です。

(長田教育長)

先ほど、いじめの対応の件で有識者会議の中でという話がありましたけれども、それは、今回の生徒指導のあり方を主に、今後の生徒指導のあり方を検討していく有識者会議のことですね。もちろん、その中も、関係はしてくると思うんですけども、第一義的には、教育委員会の附属機関であります、いじめ問題対策審議委員会のところでやはり、先ほど申し上げた匿名性を担保した上でのいじめの調査という、そのあたりをどうやっていくのかということについての、審議そのものを、まず議論していただいて、もちろん、新しく作ろうとしている有識者会議とも、そこは連携をしながらというような方向が、私自身は望ましいのではないかという気がします。

(山本委員)

先ほどもちょっと教育長が触れられた部分もあるかと思うのですが、いわゆる、ツイッターのなりすましの部分については、いじめ認定の仕方自体が問題を抱えているというような文言がありますけれども、これは、中身からすれば、事実確認のあり方が不十分という捉え方でいいのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。このツイッターの件に関しましては、もともと、なりすましというところでの指導が入っていたのですが、これを生徒Dに対してのいじめだという捉え方をする場合については、問題があるとされているということです。

(長田教育長)

他にございませんか。

(梶木委員)

別室指導をしていた時に、学習の機会を奪われているという記述があるんですけども、この学校では、こういう別室指導をする時に、補講とかそういうことは、普段されているのですか。

(事務局)

普段では、授業のプリントを配ってさせたりとか、あるいは、担当教科が空いている時間に別室に行って、こういう授業をしたからねという説明をしたりということをしております。

(梶木委員)

そういう意味では、学習に不利益を与えられるということはないと理解してよろしいの

でしょうか。

(事務局)

全くないということはないと思います。

(長田教育長)

他には、よろしいでしょうか。

特に、ないようでしたら、この公開の場での御質問、御意見は、このあたりでとどめさせていただいて、後ほど、非公開の場で、今後の再発防止策、対策等についての御意見をお伺いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、公開案件につきましては、ここで終了とさせていただきます。

傍聴者の方、報道関係者の方々につきましては、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

閉会 午前 8 時 35 分